

7 消 安 第 6464 号  
令 和 8 年 2 月 3 日

別記3（関係団体の長） 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

旧正月の時期における家畜防疫対策の再徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。  
このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、貴職におかれましては、会員各位に周知いただきますよう御協力をお願いします。

(別記3)

一般社団法人 J ミルク会長  
一般社団法人 全国酪農協会会长  
一般社団法人 中央酪農會議会長  
全国酪農業協同組合連合会代表理事會長  
一般社団法人 日本乳業協会会长  
全国農協乳業協会会长  
一般社団法人 酪農ヘルパー全国協会会长  
全国乳業協同組合連合会会長  
一般社団法人 日本ホルスタイン登録協会会长  
日本ジャージー登録協会会长  
一般社団法人 日本短角種登録協会会长  
一般社団法人 日本あか牛登録協会会长  
公益社団法人 全国和牛登録協会会长理事  
全国肉牛事業協同組合理事長  
一般社団法人 全国内用牛振興基金協会会长  
一般社団法人 日本家畜人工授精師協会会长  
一般社団法人 日本草地畜産種子協会会长  
一般社団法人 家畜改良事業団理事長  
公益社団法人 日本装削蹄協会会长  
一般社団法人 日本SPF豚協会会长  
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会代表理事  
一般社団法人 日本養豚協会会长  
日本養豚事業協同組合理事長  
一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金理事長  
一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金理事長  
一般社団法人 全日本配合飼料価格・畜産安定基金理事長  
一般社団法人 日本科学飼料協会理事長  
公益社団法人 配合飼料供給安定機構理事長  
飼料輸出入協議会理事長  
一般社団法人 日本家畜商協会会长  
一般社団法人 日本畜産副産物協会会长  
公益社団法人 全国農業共済協会会长  
全国開拓農業協同組合連合会代表理事會長  
全国畜産農業協同組合連合会代表理事會長  
公益社団法人 中央畜産会会长  
全国農業協同組合中央会会长  
全国農業協同組合連合会代表理事理事長  
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長  
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長  
公益社団法人 日本獣医師会会长  
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長  
一般財團法人 畜産環境整備機構理事長  
協同組合日本飼料工業会会长  
公益社団法人 畜産技術協会会长  
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会会长  
全国精麦工業協同組合連合会会长  
全国飼料卸協同組合理事長  
全国飼料輸入協議会会长  
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長

一般社団法人全国食品リサイクル連合会専務理事  
一般社団法人食品ロス・リボーンセンター代表理事  
公益社団法人 日本実験動物協会会长  
日本実験動物協同組合長  
公益社団法人 日本食肉市場卸売協会会長  
公益財団法人 畜産近代化リース協会 事務局長  
全國肉用牛經營者會議  
日本石灰協会・日本石灰工業組合

写

7 消安第 6464 号  
令和 8 年 2 月 3 日

別記 1 (都道府県畜産主務部長) 殿

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課長

### 旧正月の時期における家畜防疫対策の再徹底について

口蹄疫、アフリカ豚熱等に係る防疫対策については、「年末年始及び旧正月の時期における家畜防疫対策の徹底について」(令和 7 年 12 月 23 日付け 7 消安第 5600 号農林水産省消費・安全局長通知) 等により、生産者をはじめとする畜産関係者等へ御指導いただいているところです。

口蹄疫について、本年 1 月 31 日、韓国仁川広域市江華郡の牛飼養農場(246 頭)で、2025 年 4 月(O 型)以来、9 カ月ぶりに発生した旨、韓国当局から公表されました。同国では、本病の拡散防止のため、発生農場における殺処分等の防疫措置、周辺地域における集中的な消毒、偶蹄類農場やと畜場・飼料工場など畜産関係施設の従事者及び車両に対する一時移動中止並びに発生地域における緊急ワクチン接種及び臨床検査が実施されています。また、アフリカ豚熱についても、同国においては 2019 年 9 月以降、継続的な発生があり、本年 1 月 26 日、これまで本病の発生が確認されていなかった全羅南道の豚飼養農場においても発生が確認されています。

このような中、これから旧正月(2026 年 2 月 17 日)の時期を迎えるにあたり、人や物の動きが一層活発になることが見込まれます。このため、農林水産省では、入国者の携帯品や国際郵便物の検査等の水際対策を強化しています。加えて、農場における病原体の侵入防止対策の徹底が最も重要であることから、各都道府県においては、我が国と地理的に近く人的交流も多い韓国での発生状況も踏まえ、下記について生産者等へ改めて御指導いただきますようお願いします。

記

#### 1 畜産関係者等の海外渡航の自粛等

(1) 畜産関係者については、口蹄疫、アフリカ豚熱等の発生地域や非清

淨地域への不要不急の渡航を自粛すること。また、やむを得ず渡航する場合には、農場への立入りや家畜との接触を避けるとともに、帰国時には衣服や靴の消毒等適切な防疫措置を行うこと。

- (2) 外国人技能実習生等の外国人従業員を受け入れている畜産関係者等においては、日本への持込みが禁止されている肉製品等が、外国人従業員の母国を含む海外から携帯品や国際郵便物等によって持ち込まれることのないよう、外国人従業員への周知を徹底すること。なお、外国人従業員が受け取る国際郵便物等の中に肉製品等を確認した場合は、直ちに動物検疫所に連絡すること。

## 2 農場における病原体侵入防止対策の徹底

- (1) 家畜の所有者（家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がいる場合は当該飼養衛生管理者）は、衛生管理区域に入場する飼養者、獣医師、家畜人工授精師、飼料等の運搬事業者、集乳業者、家畜の導入・出荷に携わる者、工事事業者、生産者団体職員等の全ての者が、車両の消毒、当該衛生管理区域専用の衣服及び長靴の着用、手指消毒等を徹底すること。
- (2) 飼養管理に關係のない者が衛生管理区域へ立ち入らないよう、境界を明確化するとともに看板等により注意を促すこと。
- (3) 野生動物の侵入防止のための防護柵、防鳥ネット、畜舎の壁・天井等に穴や破損箇所、隙間等がないか再点検し、不備等を認めた場合は直ちに改善を図るなど、現場の「隙」を埋めること。

## 3 飼養家畜の健康観察、異状を認めた場合の早期通報の徹底

家畜の所有者は、口蹄疫、アフリカ豚熱等の特定症状についてよく習熟するとともに、飼養家畜の健康観察を毎日入念に行い、特定症状の疑いがある家畜を発見したときは、夜間、早朝、土曜日、日曜日等管轄の家畜保健衛生所の閉庁時であっても速やかに通報すること。また、都道府県は、聞き取りの結果、特定疾病の発生が否定できない場合は、直ちに家畜防疫員を通報のあった農場に派遣するとともに、速やかに動物衛生課に通報すること。

(別記1)

北海道農政部長  
青森県農林水産部長  
岩手県農林水産部長  
宮城県農政部長  
秋田県農林水産部長  
山形県農林水産部長  
福島県農林水産部長  
茨城県農林水産部長  
栃木県農政部長  
群馬県農政部長  
埼玉県農林部長  
千葉県農林水産部長  
東京都産業労働局農林水産部長  
神奈川県環境農政局農政部長  
新潟県農林水産部長  
富山県農林水産部長  
石川県農林水産部長  
福井県農林水産部長  
山梨県農政部長  
長野県農政部長  
岐阜県農政部長  
静岡県経済産業部長  
愛知県農業水産局長  
三重県農林水産部長  
滋賀県農政水産部長  
京都府農林水産部長  
大阪府環境農林水産部長  
兵庫県農林水産部長  
奈良県食と農の振興部長  
和歌山県農林水産部長  
鳥取県農林水産部長  
島根県農林水産部長  
岡山県農林水産部長

広島県農林水産局長  
山口県農林水産部長  
徳島県農林水産部長  
香川県農政水産部長  
愛媛県農林水産部長  
高知県農業振興部長  
福岡県農林水産部長  
佐賀県農林水産部長  
長崎県農林部長  
熊本県農林水産部長  
大分県農林水産部長  
宮崎県農政水産部長  
鹿児島県農政部長  
沖縄県農林水産部長